

 イオンモール成田 2階イオンホール
<成田市ウイング土屋>

所得税	申告受付・相談
<ul style="list-style-type: none"> ● 2/1 (火) ~ 3/15 (火) (土・日曜日、祝日を除く) ● 2/20 (日)、2/27 (日) 	
9:00 ~ 16:00 (提出のみは 17:00 まで)	
<p>○申告書作成会場（イオンモール成田「イオンホール」）では、次の手続き等は行っておりませんので、直接税務署へご来署ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続税の相談 ・国税の納付 ・納税証明書の請求、発行・申告書の閲覧サービス ・開示請求 	

 **入場時のお願い**

- 9:00 ~ 10:00までは、立体駐車場3階の連絡通路を通りモール2階C入口から入ってください。
- 税務署内に申告書作成会場はありませんので、ご了承願います。

 **入場整理券は LINE アプリで事前に入手すると便利です！**

会場内混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。また、**入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINE アプリで事前に入手することが可能**です。LINE アプリでの事前発行では、国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

 **成田税務署**
<成田市加良部1-15>

所得税	申告受付・相談
3/16 (水) ~ (土・日曜日、祝日を除く)	
※作成済みの申告書は1階総合窓口で、2/1から受付しています。	
8:30 ~ 17:00	
<p>■郵送提出の場合 封筒に住所・氏名を記入し、次の宛先に郵送してください。 〒 286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署宛て</p> <p>※確定申告書などの控えに税務署の受付印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を必ず記入）を同封してください。</p>	

 **市役所で受け付けられない相談**

- 確定申告のうち、次の相談は市で受け付けることができません。
- イオンモール成田で相談してください。
- 令和2年分以前の申告（過年分）
- 住宅借入金等特別控除
(初めて受け取る人、連帯債務のある人) の申告
- 農業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告 ○配当所得の申告
- 譲渡所得（土地、建物、株式、会員権の売却など）の申告
- 災害の控除（台風災害などに係る離損控除なども含む）の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告（亡くなった人の申告）

※上記の場合以外でも、内容によってイオンモール成田を案内することができます。

医療費控除を受けるためには

- 平成29年度の税制改正で、医療費控除または医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければならないことされました。なお、領収書は提出を求められることがありますので5年間保管する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）
- ※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

【注意】
平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示にすることもできます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告について

問い合わせ先

- 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083
- 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

所得税や市民税・県民税の申告が必要ない方でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者についての所得等の申告をしなければならないこととなっています。

申告の内容は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高齢療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けることができなくなりますので、世帯に収入がなく申告されていない方がいる場合は、市民税・県民税の申告をするようにしましょう。

市税・保険料の納付には便利な口座振替がおすすめです！

問・申込先 納税課 ☎ (93) 0434

■専用ハガキ
市役所（納稅課など）と日吉台出張所に備え付けてあります。

②A4サイズの申込書（3枚複写）
納稅課と市内金融機関に備え付けてあります。

■申込期限

- キャッシュカードでの申込みは、振替開始希望納期限のおおむね2週間前まで。
- 口座振替依頼書での申込みは、振替開始希望納期限のおおむね2か月前まで。

国民年金保険料の納付は

お得な前納と口座振替がおすすめ！

問 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

■申込方法

(1) キャッシュカードでの申込み

口座名義人が本人が、キャッシュカード（対象金融機関のみ）と、本人確認ができるもの（運転免許証など）を持参し、納稅課、国保年金課、日吉台出張所で手続きが可能です。

※法人カード、代理カードなど利用できないカードがあります。

(2) 口座振替依頼書

口座振替依頼書（①または②）に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。

■振替方法

振替方法は、「①毎月納付（翌月末に振替）」、「②毎月納付（当月末振替による早割）」、「③6か月前納（2月末日、8月末日までに手続き）」、「④1年前納（2月末日までに手続き）」、「⑤2年前納（2月末日までに手続き）」とあり、まとめて支払う期間が多いほど割引額が多くなり、お得です。

- 申込方法 金融機関や郵便局の窓口または年金事務所（郵送も可）へ
- 持参する物 ①年金手帳または納付書、②預（貯）金通帳、③預（貯）金通帳届出印